

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第37号

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

神戸市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（法第10条第4項の補正）</p> <p>第5条 法第10条第4項に規定する条例で定める軽微なものは、申請内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>2 申請者は、法第10条第4項の規定による補正を行おうとするときは、規則で定める補正書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3, 4 [略]</p>	<p>（法第10条第3項の補正）</p> <p>第5条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微なものは、申請内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>2 申請者は、法第10条第3項の規定による補正を行おうとするときは、規則で定める補正書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3, 4 [略]</p>

(設立登記の完了の届出)

第6条 [略]

2 [略]

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第11条 [略]

2 [略]

(合併登記の完了の届出)

第21条 [略]

2 [略]

(役員報酬規程等の提出)

第27条 法第55条第1項の規定による法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定める提出書を添付して行わなければならない。

(設立登記の完了の届出)

第6条 [略]

2 [略]

3 第1項の届出書には、法第10条第1項の規定に基づく認証に関する書類の写しを添えなければならない。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第11条 [略]

2 [略]

3 第1項の定款の変更が法第25条第3項の規定に基づく認証を受けたものである場合は、第1項の提出書には、その認証に関する書類の写しを添えなければならない。

(合併登記の完了の届出)

第21条 [略]

2 [略]

3 第1項の届出書には、法第34条第3項の規定に基づく認証に関する書類の写しを添えなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第27条 法第55条第1項の規定による法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類 (法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がないときには、その旨を記載した書類) の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、

2 [略]

(電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等)

第38条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び第5項並びに法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の縦覧等とする。

規則で定める提出書を添付して行わなければならない。

2 [略]

(電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等)

第38条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の縦覧等とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号。次項において「改正法」という。)の施行の日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市特定非営利活動促進法施行条例(以下この項において「新条例」という。)第27条第1項(新条例第31条において準用する場合を含む。)の規定は、改正法による改正後の特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。)が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類の提出について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類の提出については、なお従前の例による。